

使用料・手数料の取扱いについて

合併協定項目 C - 10 使用料・手数料の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会  
会 長 島 多 慶 志

| その他必要な協議項目  | C - 10 | 使用料・手数料の取扱いについて |
|---|--------|-----------------|
| <p>各種事務事業の取扱いで定めのない使用料・手数料については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 使用料については、原則として現行のとおりとする。<br/>ただし、同一あるいは同種の使用料については、新市において経過措置も考慮し統一に努める。</li><li>2 手数料については、負担公平の原則により、新市において統一を図る。</li></ol> |        |                 |

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会